

三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会 設置要綱

(目的)

第1条 不適切な飲酒による、アルコール健康障害は本人の健康問題のみならず、その家族への影響や社会問題を生じる危険性が高いことから、アルコール健康障害への対策を総合的かつ計画的に推進するため、三重県精神保健福祉審議会 アルコール健康障害対策推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議をするものとする。

- (1) 県のアルコール健康障害対策推進計画の策定及び進捗管理、評価に関すること
- (2) アルコール健康障害の発生予防に関すること
- (3) アルコール健康障害の進行及び再発の防止に関すること
- (3) アルコール健康障害を有する者への支援の充実にに関すること
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 部会はアルコール健康障害の発生予防や支援等に関連する関係機関から幅広く参画を得て構成し、その代表等を委員とする。

(委員)

第4条 委員は、三重県精神保健福祉審議会会長が指名し、三重県知事が任命する。

- 2 委員の任期は5年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の在任期間とする。委員の再任は妨げない。

(運営)

第5条 部会には会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総括し、部会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、会長（会長が定まる前にあっては健康推進課長）が招集し、開催するものとする。会長は、会議を総括し、会議の議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め又は意見を述べさせることができる。

- 3 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員（代理人を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（報告）

第7条 会長は、部会が決定した事項について、その内容を三重県精神保健福祉審議会に報告する。

（庶務）

第8条 部会の庶務は、医療保健部健康推進課において行なう。

（雑則）

第9条 この要綱に定めることのほか、部会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。